

5 バイオディーゼル燃料による地域循環システムの確立に向けた制度の充実について

～COP3 開催都市におけるバイオマスエネルギーを活用した先駆的な取組～

(環境省・農林水産省・資源エネルギー庁・国土交通省・総務省)

「京都議定書」誕生の地である京都市では、家庭や事業所から出る廃食用油を原料とした環境にやさしいバイオディーゼル燃料の実用化に向け、ごみ収集車や市バスへの使用、独自の燃料化施設の建設、燃料の暫定品質規格（京都スタンダード）の策定など、全国に先駆けた取組を進めて参りました。

廃食用油燃料化事業は、環境にやさしい低公害燃料であるとともに、リサイクルの促進、二酸化炭素の排出抑制のほか、地域に根ざした回収活動を通じて環境意識の向上や地域コミュニティの活性化も期待できるなど、多大な効果と意義を有するものであり、脱温暖化社会や循環型社会の構築に向けて、今後、全国への円滑な普及、拡大のためには、技術面、制度面の充実が大変重要になって参ります。

国におかれましても、京都議定書目標達成計画の策定やバイオマス・ニッポン総合戦略の見直しに際して、バイオマス輸送用燃料の利用目標や利用促進を重点項目に盛り込まれるなどの取組をなされております。

廃食用油燃料化事業において先駆的な取組を推進する京都市から地域レベルでの一層の普及促進に向け、技術及び制度の更なる充実について提案します。

提案事項

- 1 バイオディーゼル燃料の日本工業規格(JIS)の制定等
- 2 廃食用油燃料化事業への支援制度の確立
 - (1) 地域における廃食用油の回収に対する財政支援等
 - (2) バイオディーゼル燃料の使用に伴う経済的な負担を軽減する等、更なる普及促進に向けた制度面での充実
 - (3) 地域における先進的な地産地消の取組を安定的に実施するための誘導策や支援策の創設

主な提案先：環境省（地球環境局地球温暖化対策課） 農林水産省（大臣官房環境政策課資源循環室）
 資源エネルギー庁（石油流通課、新エネルギー対策課）
 国土交通省（自動車交通局環境課） 総務省（自治税務局都道府県税課）

京都市の担当課：環境局 適正処理施設部 施設整備課 担当課長 中村一夫 TEL 075-212-8500
 環境局 循環型社会推進部 循環企画課長 瀬川道信 TEL 075-222-4091
 交通局 自動車部 技術課長 相田正雄 TEL 075-822-9155
 理財局 税務部 主税課長 加藤祐一 TEL 075-213-5202

<参考>

